

令和 6 年度 第 4 回

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

報告・諮問事項

令和 7 年 3 月 2 5 日

	報 告 ・ 諮 問 事 項	報告 No.	諮問 No.	頁
【 1 】	個人情報の保護に関する法律第66条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	8		1
【 2 】	個人情報登録簿の新レイアウトへの移行について	9		12
【 4 】	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について（報告）	一般報告		21
	「個人情報保護制度の事務手引」の改訂について	一般報告		22

【参考】

	報 告 ・ 諮 問 事 項	報告 No.	諮問 No.	頁
【 3 】	住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について		1	(別添) 資料 3
	情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について		2	

個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の 取組状況について（報告）

デジタル・セキュリティ部会（以下「部会」という。）の開催について

1 所管課から提出のあった案件について

手続申込のあった業務数	20 業務	所管課が実施した 自己点検類型件数	37 件
申込後手続を取り下げた 業務数	0 業務	申込後手続を取り下げた 自己点検類型件数	0 件

自己点検類型…個人情報の保有、外部委託、指定管理、労働者派遣、目的外利用、
外部提供、電算入力、外部結合の8類型

2 部会開催に係るスケジュール

令和6年 12月 6日（金） 案件募集通知発出
令和6年 12月20日（金） 案件提出締切
令和7年 1月17日（金） 事前協議1回目
令和7年 1月31日（金） 事前協議2回目
令和7年 3月 3日（月） 部会開催

3 部会に報告のあった自己点検について

部会点検における部会での確認事項を類型化したものは別表のとおり

【報告43】狂犬病予防に関する業務（生活衛生課）※参考資料1ページ～4ページ

1 自己点検の概要

狂犬病予防定期集合注射に係る通知等の印刷、封入封緘、発送業務を事業者に委託することに伴い、外部委託に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問

- ・本件業務を外部委託とした理由について

○回答

- ・これまでは個人情報を取り扱わない業務を委託し、個人情報を取り扱う宛名の印刷、貼付を職員が行って発送していたが、毎年度発生する業務であり件数が多いこと、発送時期が繁忙期と重なることから、全ての作業を一貫して委託することで効率化を図ることとしたものである。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告 4 4】住民基本台帳管理に関する業務（区民課） ※参考資料 5 ページ～14 ページ

1 自己点検の概要

個人番号カードの発行に当たり、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に「特急発行」が可能となったことに伴い、目的外利用、外部提供、外部結合に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問（1）

- ・「特急発行」の申請に対応する窓口について

○回答（1）

- ・本庁の区民課のみでなく、各区民事務所でも申請を受け付ける。

○質問（2）

- ・「特急発行」の対応に係る自治体の裁量について

○回答（2）

- ・各自治体は法令等に基づいて実施する必要がある、実施の可否を区で判断することはできない。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告 4 5】公的個人認証サービスに関する業務（区民課）

※参考資料 15 ページ～24 ページ

1 自己点検の概要

個人番号カードの発行に当たり、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に「特急発行」が可能となったことに伴い、目的外利用、外部提供、外部結合に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

- ・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告46】障害者自立支援給付に関する業務（障害者施策課、障害者生活支援課）

※参考資料25ページ～34ページ

1 自己点検の概要

障害者福祉サービス等の情報を検索できるシステムの設置に伴い、外部委託、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問（1）

- ・本件システムに記録される個人情報について

○回答（1）

- ・福祉サービス事業所の担当者の個人情報と整理している。

○質問（2）

- ・関係者向けサイトにおける利用者情報の取扱いについて

○回答（2）

- ・利用者情報は取り扱わない。行政からの通知や事業における情報共有等に利用するものである。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告47】いじめ重大事態に係る区長による再調査に関する業務（総務課）

※参考資料35ページ～43ページ

1 自己点検の概要

いじめ重大事態が発生した際に、教育委員会の附属機関が調査し、作成した報告書を受領した区長が、必要があると認めた際に調査結果に対する調査を実施することに伴い、個人情報の保有、目的外利用、外部提供に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問（１）

- ・新たに設置する附属機関の概要について

○回答（１）

- ・教育委員会の報告書の内容及び被害児童、保護者からの所見書を踏まえて、再調査の可否を判断する。教育委員会調査が不十分であり、再調査が必要との判断に至れば、不十分である部分を再調査する。教育委員会調査の全てをやり直すものではない。委員は公平中立の観点から、教育委員会調査を実施した委員以外から区長が委嘱する。

○質問（２）

- ・教育委員会から引き継ぐ個人情報の取扱いについて

○回答（２）

- ・教育委員会の調査報告書と、報告書の前になる付属資料を受け取る。報告書等に記載される個人情報は一部被覆された状態になっている。再調査に当たっては氏名、住所等の連絡先は、新たに区長部局の方で取得することもあると考えている。

○質問（３）

- ・情報公開請求等への対応について

○回答（３）

- ・再調査結果の公表にも関わるところであるが、再調査報告書においては、個人が識別される情報は全て置き換え及び被覆を行う。保護者から提出された所見書にも個人情報が記載されていることが想定されるので、被覆を行い対応する。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告４８】職員人事・給与・福利厚生に関する業務、職員に関する業務（人事課）

※参考資料 44 ページ～55 ページ

1 自己点検の概要

より効果的な人材確保及び効率的な採用業務を行うために新たなシステムを導入することに伴い、外部委託、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問（１）

- ・ 外部委託を行う業務内容「応募受付」「応募者情報の管理」について

○回答（１）

- ・ 業務内容はクラウドシステム上での応募者のデータ管理である。

○質問（２）

- ・ 本件手続の対象採用区分及び期待される効果について

○回答（２）

- ・ 区が採用する常勤、会計年度任用職員が対象である。採用事務について、事務処理ツールが分散していたところを一括して管理できるようになる。

○質問（３）

- ・ 今回導入するシステムの概要について

○回答（３）

- ・ 買い切りのパッケージシステムではなく、民間事業者が運営する官公庁、自治体向けの求人サイトである

3 結果

- ・ 自己点検内容の妥当性について承認

【報告４９】生活保護に関する業務(杉並福祉事務所)※参考資料５６ページ～６２ページ

1 自己点検の概要

生活保護開始時等において、要保護者の資産及び収入の状況について把握するために生活保護法第 29 条に基づき金融機関等に対して実施する預貯金状況に係る照会を、クラウドサービスを用いて行うに当たり、外部委託、外部結合に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問（１）

- ・ 生活保護における預貯金照会の根拠法令について

○回答（１）

- ・ 生活保護申請時の調査、返還金に係る調査も生活保護法第 29 条が根拠である。

○質問（２）

- ・預貯金照会システムの提供項目に「口座」があることについて

○回答（２）

- ・生活保護の申請に当たっては資産及び収入の状況を提出することとなっており、提出のあった通帳の写しの口座情報について照会を行うためである。

３ 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告５０】選挙人・投票人に関する業務（選挙管理委員会事務局）

※参考資料 ６３ページ～６９ページ

１ 自己点検の概要

選挙人名簿印刷データの委託事業者への受渡方法を LGWAN 回線経由に変更するに当たり、外部委託、外部結合に係る自己点検を行った。

２ 部会点検の要点

- ・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

３ 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告５１】複合施設の指定管理（地域課、みどり公園課、中央図書館）

※参考資料 ７０ページ～８５ページ

１ 自己点検の概要

旧杉八小跡地を活用した複合施設及び公園のうち、コミュニティふらっと、公園、図書館の指定管理に係る自己点検を行った。

２ 部会点検の要点

- ・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告５２】被災者生活再建支援に関する業務（地域課）

※参考資料 86 ページ～89 ページ

1 自己点検の概要

大規模火災が発生した際、消防吏員による被害調査に当たり、消防吏員による住民への直接の聴取が困難となることが想定されることから、区から消防署に被害調査に必要な情報を提供することに伴い、外部提供に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問

- ・東京消防庁との協定の締結に係る他区の状況について

○回答

- ・各区それぞれ協議をしているところである。すでに19区が協定を締結している。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告５３】防災・防犯用品カタログギフト等配付に関する業務（防災課、危機管理対策課）※参考資料 90 ページ～95 ページ

1 自己点検の概要

区民の防災・防犯意識の向上を図るため、防災・防犯用品カタログギフト等配付事業を実施するに当たり、個人情報の保有、外部委託に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問

- ・記録項目「メールアドレス」を取得するタイミングについて

○回答

- ・問合せフォームやメールによる問合せの際に取得する。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告54】収入・支出に関する業務（各課共通）

※参考資料96ページ～99ページ

1 自己点検の概要

公金の支出に当たって、口座情報が一致しなかったため口座振替ができなかった情報について、指定金融機関から受け取る通知を紙媒体から電子媒体に変更するに当たり、外部結合に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問

- ・本件処理に係る他区の状況について

○回答

- ・23区で足並みを揃えて進めているものなので、他区も同様に導入手続を進めているものと認識している。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告55】出産・子育て応援事業等に関する業務（地域子育て支援課）

※参考資料100ページ～111ページ

1 自己点検の概要

新規事業「妊婦のための支援給付」の実施及び既存事業「バースデーサポート事業」の業務改善に当たり、個人情報の保有、外部委託、目的外利用、電算入力に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

○質問（1）

- ・電算入力項目「他区市の給付・支給状況」と本件事業の給付制限について

○回答（１）

- ・本件事業は複数自治体から重複して給付を受けることはできない。

○質問（２）

- ・目的外利用項目「個人コード」と電算入力項目「管理番号」「宛名番号」、杉並子育て応援券に関する業務の目的外利用項目「宛名番号」について

○回答（２）

- ・「個人コード」と「宛名番号」は記載が異なるが同じものを示している。「管理番号」は先の２項目とは別のものを示している。

○意見

- ・回答（２）について、同じ項目であれば記載を統一してよいのではないか。

○意見に対する回答

- ・項目の記載を統一する。

○修正結果

- ・参考資料１０６ページの目的外利用記録票の項番１及び１０７ページの自己点検表の項番１を「宛名番号」とする修正を行った。

３ 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告５６】杉並子育て応援券に関する業務（地域子育て支援課）

※参考資料１１２ページ～１１５ページ

１ 自己点検の概要

ゆりかご面接を受けた妊婦への「ゆりかご券」の交付に当たり、対象者の申請書の提出を不要とする運用に変更することに伴い、目的外利用に係る自己点検を行った。

２ 部会点検の要点

○質問

- ・目的外利用に係る本人同意を取るタイミングについて

○回答

- ・ゆりかご面接時に同意を取る。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告 5 7】 保育に関する業務、保育所補助等に関する業務（保育課）

※参考資料 1 1 6 ページ～1 2 8 ページ

1 自己点検の概要

私立認可保育所等との情報共有をクラウドサービス上で行うに当たり、外部結合に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

- ・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

【報告 5 8】 障害児就学奨励に関する業務（学務課）

※参考資料 1 2 9 ページ～1 3 3 ページ

1 自己点検の概要

特別支援学級に在籍する児童・生徒及び法令に定める障害の程度に該当し、通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して支給する就学奨励費について、算定項目が文部科学省通知により追加されたことに伴い、電算入力に係る自己点検を行った。

2 部会点検の要点

- ・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

別表：デジタル・セキュリティ部会における確認事項類型一覧 令和6年度第4回審議会報告分

		自己点検案件番号															
		43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
部会での確認事項の類型																	
	自己点検内容の妥当性																
	個人情報の取扱類型の該当性																
	個人情報の収集方法							○				○					
	個人情報を保有する必要性																
	個人情報を保有する期間																
	取り扱う個人情報の最小化					○											
	個人情報の記録形態の妥当性																
	特に配慮を要する個人情報の取扱い																
	本人の同意、本人への通知の検討																
	委託業務で取り扱う妥当性	○					○										
	再委託が発生する際の安全管理																
	委託業務従事者の条件の検討																
	目的外利用の方法														○		
	外部提供を行う妥当性							○									
	個人情報の外部提供先																
	電算に記録する項目の妥当性				○									○			
	個人情報を記録するシステムの運用等				○		○										
	外部結合する際のセキュリティ																
	自己点検において記載する内容の精査																
	自己点検において記載する項目の追加																
	各帳票の記載内容（表現）														○		
	（参考）個人情報保護に関連しない質問・意見		○			○	○				○		○	○			
	その他																
その他の内容																	
確認内容に対する対応の類型																	
	対応不要（部会からの意見等なしを含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	個人情報登録簿等帳票（自己点検表含む）の修正													○			
	業務の改善																
	主体の改善の	区															
		区以外（委託先等）															
	その他																
	その内容その他																

個人情報登録簿の新レイアウトへの移行について

個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 6 号。以下「新条例」という。）及び個人情報の保護に関する規則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 21 号。以下「規則」という。）で定める事項を記録する個人情報登録簿及び外部委託等の記録を行う帳票を確定しましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 レイアウト変更の必要性について

現在使用している個人情報登録票、外部委託記録票等の帳票は、個人情報保護条例（昭和 61 年条例第 39 号。新条例の附則により廃止。以下「旧条例」という。）及び旧条例施行規則に様式として定められていたものであり、新条例及び規則の施行に当たり、条文を踏まえたレイアウトに変更する必要性がありました。なお、新条例及び規則において、各帳票は様式として設定されておりません。

2 新レイアウト確定前の運用の妥当性について

現在も旧条例施行規則の様式を便宜上使用しているところですが、旧様式においても、新条例及び規則において記録しておかなければならない項目を漏れなく記録できていること、上述のとおり、新条例及び規則においては様式を設定していないことから、現在の運用は新条例及び規則に抵触するものではないと整理しています。

3 新レイアウトについて

新レイアウトは、旧様式による運用で課題のあった点等を解決するため、以下の改善を施しています。

- （１）目的外利用の記録は、利用業務と提供業務のどちらにも帳票を付ける。
- （２）外部結合を個人情報の提供及び取得の手段として整理する。

4 新レイアウトの帳票

別紙のとおり。

個人情報の保有の記録

業務の名称	に関する業務		
部課名			
個人情報の利用目的			
対象となる個人の範囲			
個人情報の取得方法	☐ 本人から取得 ☐ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由		
個人情報の記録の方法	☐ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☐ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容					

外部委託の記録

業務の名称	に関する業務	
部課名		
委託先の区分		
委託の期間	☐ 単年度 ☐ 継続	
委託の内容		
再委託の内容・理由		
委託の条件	☐ 個人情報に関する秘密保持	☐ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☐ 個人情報の目的外利用の禁止	☐ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☐ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☐ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☐ 個人情報の第三者への提供の制限	☐ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☐ 個人情報の複製等の制限	☐ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☐ 個人情報の安全管理措置	☐ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:	
	外部結合による授受	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

労働者派遣の記録

業務の名称	に関する業務				
部課名					
派遣元事業主の区分					
労働者派遣の期間	☐ 単年度	☐ 継続	派遣の始期	令和	年 月
派遣労働者が従事する業務内容					
労働者派遣の条件	☐ 個人情報に関する秘密保持		☐ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応		
	☐ 個人情報の目的外利用の禁止		☐ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄		
	☐ 個人情報の第三者への提供の制限		☐ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任		
	☐ 個人情報の複製等の制限		☐ 関係法令の遵守		
	☐ 個人情報の安全管理措置				
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:				
	外部結合による授受				

項番	派遣労働者が取り扱う保有個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	派遣労働者が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

目的外利用をした記録

目的外利用をした業務の名称	(a) に関する業務	
目的外利用をした業務の利用目的		
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は相当の理由	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) に関する業務	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

目的外利用をされた記録

目的外利用をした業務の名称	(a) に関する業務	
目的外利用をした業務の利用目的		
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は相当の理由	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) に関する業務	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

外部提供の記録

業務の名称	に関する業務		
部課名			
外部提供を受ける者			
外部提供を受ける者の利用目的			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☐ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠又は相当の理由		
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称			
利用業務	No	業務名	部課名
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

外部結合の記録

業務の名称	に関する業務
部課名	
外部結合の相手方	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☐ インターネット回線 ☐ 専用回線： ☐ その他：
外部結合を行う理由	
関連帳票	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の
一部改正について（報告）

1 改正理由

住民基本台帳法等の一部が改正され、市町村長が住民票の記載等を行った場合に都道府県知事に通知することとされている当該住民票の記載等に係る本人確認情報等の内容に、氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名を加えること等とされた。このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があり、条例改正が必要であったため。

2 改正概要

電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項に、氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名を加えること等とする。（第4条）

3 改正の時期

令和7年第1回区議会定例会で条例改正を行い、施行日は法の改正日に合わせ、令和7年5月26日とする。

「個人情報保護制度の事務手引」の改訂について

この度、「個人情報保護制度の事務手引」（以下「手引」という。）を改訂することとしましたので、下記のとおりご報告します。

記

1 手引改訂の経緯

手引は、「杉並区個人情報保護条例」（昭和 61 年杉並区条例第 39 号。以下「旧条例」という。）に基づく、区の個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進を目的として、昭和 62 年の作成以来、平成 8 年の改訂を経て、職員の事務マニュアルとして活用されてきました。

その後、令和 3 年に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年法律第 37 号）が制定されたことにより「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日以降、地方公共団体にも法が直接適用されることとなったため、区は、同日付けで旧条例を廃止し、新たに「杉並区個人情報の保護に関する条例」（令和 5 年杉並区条例第 6 号。以下「新条例」という。）を施行しました。

こうした経緯を踏まえ、法及び新条例下における個人情報保護制度について新たに解説を行う必要があることから、手引を改訂することとしました。

2 手引改訂の概要

1 法の直接適用を踏まえた全面的な改訂

法が直接適用されたことを踏まえ、平成 8 年改訂版の手引ではなく、個人情報保護委員会による「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」をベースにした、全面的な改訂を行いました。

2 制度体系、事務の流れ等についての図解表記

制度の体系、各事務手続の流れ等について、職員のみならず区民等にも理解できるよう、ポンチ絵やフロー図等の図解による説明を加えました。

3 区独自の取組に係る解説

保有個人情報の安全管理措置や、個人情報の取得、利用等に伴う措置等における区独自の取組についての解説を掲載しました。

4 「参考 Q & A」の付記

保有個人情報開示請求制度等に関し、各課において判断する際に参考となるような事例について、「参考 Q & A」としてコラムを付記しました。

3 手引の構成

- 1 個人情報保護制度の概要
- 2 個人情報等の取扱い
- 3 個人情報ファイル簿
- 4 保有個人情報の開示・訂正・利用停止
- 5 関係例規等

4 手引の周知等

手引は区ホームページに掲載し、職員のみならず、区民等へも広く周知することとします。

以 上

【添付資料】

「個人情報保護制度の事務手引（令和 7 年 4 月）（案）」（様式・関係書式・関係例規等省略）

※審議会当日席上配布